

# 海岸使用申出書

令和 年 月 日

千葉県山武土木事務所長 様

申出者

住所 \_\_\_\_\_

法人（団体）名

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

下記のとおり海岸を使用したいので関係書類を添えて申し出ます。

申出者は、本件申出をするに当たり撮影場所、撮影時間等撮影内容について事前に関係市町に連絡しております。

なお、下記注意事項を遵守すること並びにこの使用行為により千葉県及び第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、申出者の責任においてその処理に当たり千葉県に責任を負わせないことを誓約します。

## 記

- 使用目的 ( 撮影 その他 ( ) )  
内 容 別添、企画書のとおり
- 日 時 令和 年 月 日 (午前・午後 時～ 時頃まで)
- 使用場所 九十九里海岸 使用場所の市町・海岸名にしてください。  
横芝光町 木戸海岸  
九十九里町 屋形海岸  
作田海岸  
片貝海岸  
豊海海岸  
大網白里市 白里海岸  
四天木海岸
- 現場責任者 (氏名) \_\_\_\_\_  
連絡先 (携帯等) \_\_\_\_\_
- 参加人員 \_\_\_\_\_ 名 (予定)
- 添付書類 位置図 配置図 企画書 (企画内容、使用機材を含む)
- 注意事項 申出書の提出期限は、撮影予定日の5営業日前までです。

火気使用・騒音・工作物の設置は、禁止とします。

使用機材は、人が手で持って運べる程度までのものとします。

夜間・早朝は、音楽・過大な照明を控えさせていただきます。

海浜地への車（自動車、自転車、台車、車輪付きカメラ・テントなど）の乗入れは、千葉県立自然公園条例で禁止されています。